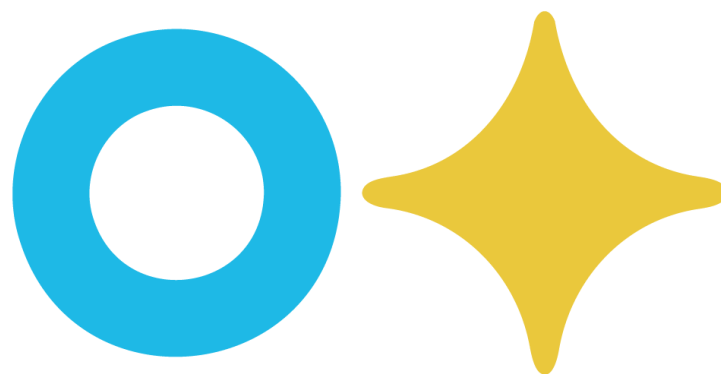




ともに ✨ ◯ ✨
かなえるなら
◯ ✨ とよかわ

豊川市シティプロモーションロゴ
ともに“かなえるなら”とよかわ
デザインマニュアル
豊川市

◆ 目次

はじめに	02
ブランドメッセージに込めた思い . . .	03
ロゴ	04
ロゴパターン	05
ロゴ (モノクロ)	06
ロゴ (ネガティブ表現)	07
他のロゴとの使用例	08
最小サイズ	09
余白規定	10
禁止事項	11
使用基準	12

◆はじめに

豊川市シティプロモーション戦略では、

ともに“かなえるなら”とよかわをブランドメッセージとして掲げ、

豊川市が好きな人を増やす取組を行います。

この取組を豊川市だけでなく、市民の皆様や企業・団体の皆様と、

ともに取り組んでいくためのシンボルとしてロゴマークを作成しましたので、

使用の際は、本マニュアルに沿って使用してください。

★ ブランドメッセージに込めた思い

豊川市は生活のしやすさ、子育てのしやすさ、働きやすさがある

「**ちょうどいい**」まちです。

このまちだったら、自分が叶えたいことが叶えられるという思いを

「**かなえるなら**」と表現しました。

また、豊川市には人のあたたかさがあり、自分1人だけで叶える

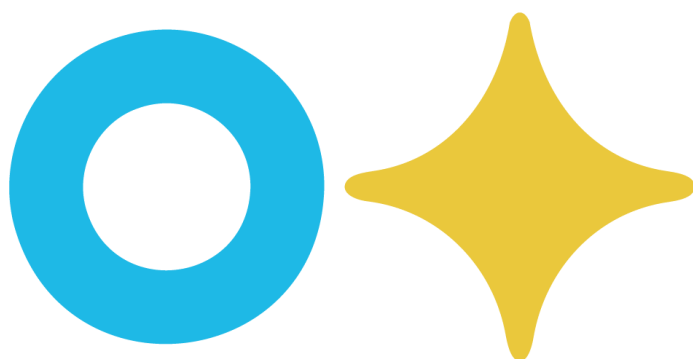
のではなく地域の様々な人と一緒に叶えることができるという思いを、

「**ともに**」で表現しました。

「**かなえる**」という言葉には、豊川稲荷などで願い事が叶うまちで

あることも込められています。

★ ロゴ



ともに ★ ○ ★
かなえるなら
○ ★ とよかわ

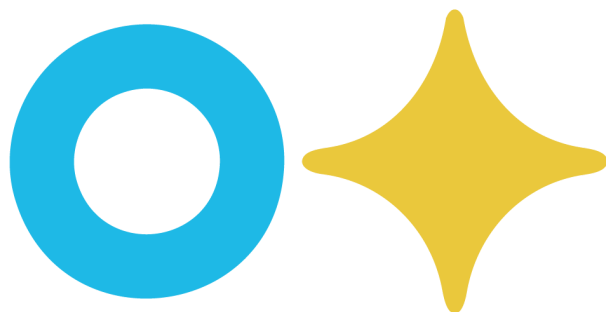
ロゴマークの青い円は豊川の恵みと自然の豊かさを、
金色の光は豊川で「かなう」イメージを表現しています。

二つの要素を組み合わせることで、「叶」という漢字を
シンボライズしました。

人と地域が共に未来を築き、
夢を実現する姿をシンプルで力強いフォルムに込めています。

◆ロゴパターン

縦型



ともに ◆ ○ ◆
かなえるなら
○ ◆ とよかわ

横型



ともに ◆ ○ ◆
かなえるなら
○ ◆ とよかわ

カラーコード

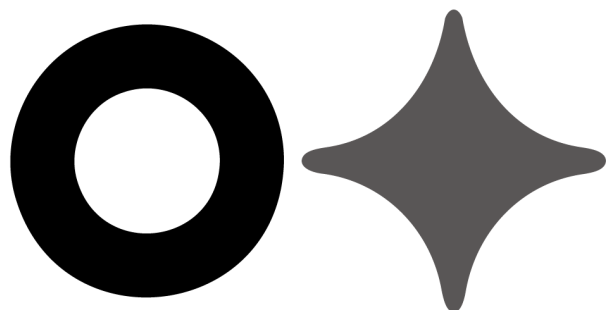
TOYOKAWA BLUE=C70+Y5

TOYOKAWA GOLD=C10+M22+Y82

TOYOKAWA BLACK=C20+K85

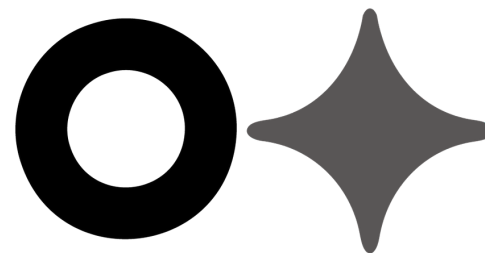
★ ロゴ (モノクロ)

縦型



ともに ◆ ○ ◆
かなえるなら
○ ◆ とよかわ

横型



ともに ◆ ○ ◆
かなえるなら
○ ◆ とよかわ

カラーコード

TOYOKAWA GRAY=K80
TOYOKAWA BLACK=K100

✦ロゴ（白抜き・反転表現）

縦型

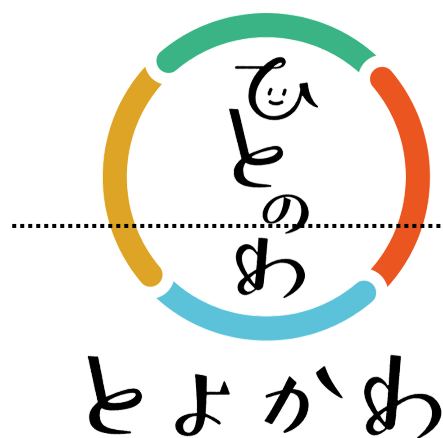


横型



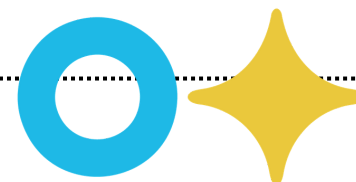
✦ 他ロゴとの使用例

他ロゴと一緒に表示する際は、以下を参考にしながら表示してください。



重心を揃える

ともに ✦ ○ ✦
かなえるなら
○ ✦ とよかわ



ともに ✦ ○ ✦
かなえるなら
○ ✦ とよかわ

✦ 最小サイズ

最小サイズより小さく表示しないでください。

最小サイズより小さく表示したい場合は市役所へご相談ください。



ともに ✦ ○ ✦
かなえるなら
○ ✦ とよかわ



最小サイズ高さ17mm



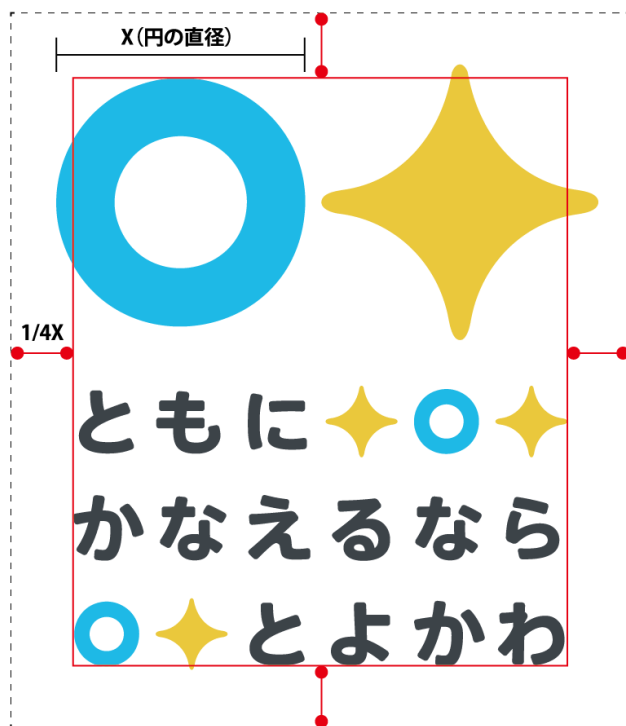
ともに ✦ ○ ✦
かなえるなら
○ ✦ とよかわ



最小サイズ高さ8mm

◆ 余白規定

ロゴマークを使用する場合は、
以下を参考に規定の余白を確保してください。



円の直径1/4以上を
マージンとして開けてください。



円の直径1/4以上を
マージンとして開けてください。

✦ 禁止事項

ロゴの誤った使用は、イメージを損なう場合がありますので、
以下に示す例の方法では使用しないでください。

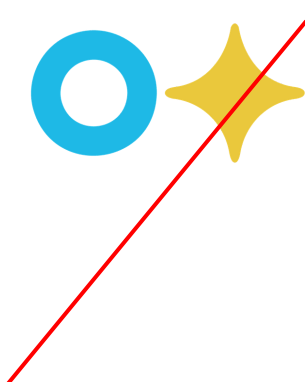
ロゴの縦横比率を変更すること



回転して利用すること



ロゴの一部を削除すること



ロゴに文字を追加すること



左右反転して使用すること



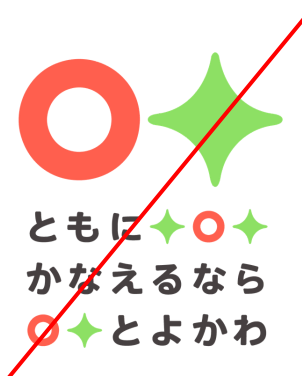
レイアウトの調整・変更



影付きなど効果の使用



指定色以外を利用すること



ロゴが認識できない背景・写真上で利用すること



※色・柄の上での利用は白黒のみ

ロゴの視認性が確保できない背景（写真・色・柄）での使用は避けてください。

背景の明度や複雑さを考慮し、ロゴがはっきりと認識できる場所を選んでください。

✦ 使用基準

ロゴの使用は、「豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」の使用に関する要綱」に基づき、使用してください。

注意事項は以下のとおりです。

- ・ ロゴに関する著作権等の一切の権利は豊川市に属します。
- ・ ロゴの使用料は無償です。
- ・ 使用にあたっては、事前申請が必要です。
(ただし、豊川市が使用する場合は申請不要です。)
- ・ 営利目的で使用する場合は、事前申請と併せて「豊川市シティプロモーションロゴ使用許可申請書」などの提出が必要です。
- ・ 次に該当する場合は使用できません。
 - (1) 豊川市の信用及び品位を傷つけるおそれがある場合
 - (2) 特定の政治、宗教、選挙PR活動に利用されるおそれのある場合
 - (3) 特定の個人又は団体を豊川市が公認しているような誤解を与える場合や自己の宣伝に利用されるおそれがある場合
 - (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
 - (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - (6) 優良誤認や産地偽装等、消費者の誤解を招き、または利益を害するおそれのある場合
 - (7) その他、ロゴを使用することが不適当と認められる場合

◆ 申込手順

ロゴの使用は、次の手順で申し込んでください。

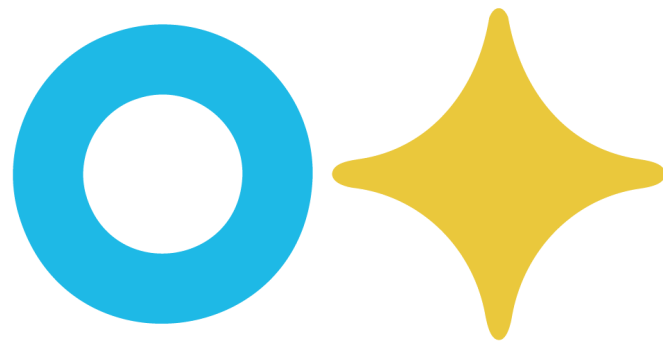
- (1) 豊川市シティプロモーションロゴ「ともに“かなえるなら”とよかわ」の使用に関する要綱、本マニュアルをご確認ください。
- (2) 豊川市あいち電子申請・届出システムへ必要事項を入力し送信してください。
 - ・ 申込フォームURL：<https://ttzk.graffer.jp/city-toyokawa/smart-apply/surveys/4967412547784295846>
- (3) 申込後、おおむね1週間以内にデータを添付して電子メールで送信します。
- (4) ロゴの使用後、豊川市あいち電子申請・届出システムへ使用報告と制作物の内容がわかる添付資料（写真等）を送信してください。
 - ・ 報告フォームURL：<https://ttzk.graffer.jp/city-toyokawa/smart-apply/surveys/4897180352521060427>

営利目的使用する場合

営利目的で使用する場合は、上記手順と併せて「豊川市シティプロモーションロゴ使用許可申請書」及び「販売金額の分かる企画書」を提出してください。

注意事項

- (1) 申込内容に疑義があった場合は、後日連絡します。
- (2) 電子メールが受け取れない方には、記憶用媒体（CD-R等）でお渡ししますので、事前連絡の上、豊川市企画部元気なとよかわ発信課（豊川市役所本庁舎2階）までお越しください。



ともに ✨ 🔵 ✨
かなえるなら
🔵 ✨ とよかわ

お問い合わせ先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-95-0260

メール：genki@city.toyokawa.lg.jp

ver2/2026.7.8